

## Q マンションで受動喫煙の被害にあったら？

### 相談者の気持ち

マンションの隣室の人がベランダや通路でたばこを吸っています。流れてくるたばこの煙を吸うと気分が悪くなるので、喫煙をやめてもらう方法はあるのでしょうか？

**A** 家族に喫煙を嫌われて、集合住宅のベランダ等の共用部分でたばこを吸う人は少なからずいると思います。しかし、そのことによって、近隣の部屋の住人に受動喫煙の被害を及ぼすことがあります。このような場合、受動喫煙の被害にあっている人は、どのようなことができるでしょう。

まず、集合住宅の使用細則にベランダ等の共用部分における喫煙に関する取り決めがあるか確認しましょう。使用細則に共用部分における喫煙を制限する取り決めがある場合は、その取り決めに基づき、管理組合から喫煙を控えるよう働きかけてもらうことができるでしょう。

では、共用部分における喫煙を制限する取り決めがなかったり、あっても、喫煙者が従わない場合、受動喫煙の被害者はどのようなことができるのでしょうか。

このような場合、受動喫煙者が、喫煙者に対し、不法行為(人格権侵害)に基づく損害賠償請求やそれを根拠とする喫煙行為の差止請求を行うことが考えられます。ただ、喫煙が不法行為に当たると言えるためには、その受動喫煙の害が、社会通念上我慢できる限度(受忍限度)を超

えていると言える必要があります。

この点、裁判例には、マンションの真下の部屋に住む被告がベランダで喫煙を継続したことにより、上階の住人である原告の居室のベランダや室内にたばこの煙が流れ込み、それが原因で体調が悪化したため、被告に対して損害賠償を求めたという事案において、「マンションの専有部分及びこれに接続する専用使用部分における喫煙であっても、マンションの他の居住者に与える不利益の程度によっては、制限すべき場合があり得るのであって、他の居住者に著しい不利益を与えていることを知りながら、喫煙を継続し、何らこれを防止する措置をとらない場合には、喫煙が不法行為を構成することがあり得ると言える」としたうえで、原告の室内に入るたばこの煙の多さや、原告が被告に対して繰り返し喫煙をやめるように求めていたこと等を理由に、不法行為の成立を認めたものがあります(名古屋地裁平成24年12月13日判決)。

